

林道蛇子沢線前嵗橋改良調査設計業務委託
特記仕様書

第1条 適用

本仕様書は、本市が発注する「林道蛇子沢線前嵗橋改良調査設計業務委託」に適用する。また、本業務の実施にあたり、受注者は本特記仕様書によるほか、業務委託契約書、「新潟県林業土木業務委託標準仕様書（調査・測量・設計）」（以下「標準仕様書」という。）、魚沼市委託契約条項（令和 4 年魚沼市告示第 159 号。以下「委託契約条項」という。）に従い実施するものとする。

第2条 業務の目的

本業務は、前嵗橋の橋台保護擁壁改良に係る調査設計業務である。当該橋梁は竣工から 24 年が経過し、令和 5 年度の橋梁定期点検において、起点側橋台保護擁壁の基礎に洗堀（対策区分 C2）が確認され、健全度区分Ⅲ早期措置段階と評価されている。

本業務は、過年度点検結果及び詳細調査結果を基に補修又は改良の必要な箇所を抽出し、劣化損傷原因の究明及び対策工の設計を目的とする。なお、予定している工種は対策区分判定 C2 に該当する箇所の補修又は改良とし、橋台及び橋台保護擁壁を対象とする。橋梁概要は表 1 のとおりである。

表 1 橋梁概要一覧表（林道台帳より抜粋）

	前嵗橋	備考
路線名	林道蛇子沢線	
交差種別	普通河川 蛇子沢川	管理者：魚沼市
第三者被害の有無	記録なし	
竣工年次	平成 13 年（2001 年）	
設計荷重	A 活荷重	
橋長	55.0m	
幅員	全幅員 6.2m	
上部工形式	鋼ランガー桁	
下部工形式	逆 T 式	
基礎形式	直接基礎	
添架物件	記録なし	
適用示方書	平成 8 年道路橋示方書	
補修履歴	記録なし	

第3条 履行期間

190 日間

第4条 管理技術者

管理技術者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者で、標準仕様書第 3107 条の定めにかかわらず、下記①及び②を満たす者とする。

①下記のいずれかの資格を有することとする。

- (1)技 術 士 総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート又は森林土木）
- (2)技 術 士 建設部門（鋼構造及びコンクリート）又は、森林部門（森林土木）
- (3) R C C M 鋼構造及びコンクリート又は森林土木

②下記の実務経験を有することとする。

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年度間に、魚沼市の所管する林道等の橋梁補修又は改良に係る設計業務、若しくは国土交通省、都道府県等の所管する道路橋の補修又は改良に係る設計業務における管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事した経験とする。なお、対象とする橋梁には橋長15m以上の橋梁を含むものとする。

第5条 業務内容

業務内容は、以下のとおりとする。なお、業務を進める中で業務内容に変更が生じた場合には監督員と協議を行い、内容を決定する。

1. 業務計画

受託者は、契約後速やかに業務実施体制を整え、必要な資料の収集、現地踏査計画等を検討の上、標準仕様書第2113条及び3112条に基づき業務計画書を作成し、監督員に提出する。

2. 既存資料の収集・整理

業務に先立ち、設計（竣工）図書、点検資料等の貸与資料や既存の関連資料を収集し、整理を行う。

3. 現地踏査

既存資料をもとに現地踏査を行い、損傷程度の概要、既存の補修対策状況、添架物・支障物件の有無、周辺状況、施工性を確認し、補修設計の計画立案に必要な基礎的状況を把握する。また、詳細調査時に必要となる資機材の確認や運搬経路、交通量、想定される交通規制（交通整理員の配置人数等）、橋梁の劣化程度、その他調査を実施するために必要な現場の概要を確認する。

4. 測量

- (1)現地測量 $A=0.008\text{ km}^2$
- (2)横断測量 $L=0.10\text{ km}$
- (3)縦断測量 $L=0.10\text{ km}$

5. 設計

(1)地表地質踏査及び評価

橋台基礎地盤周辺を対象に、地表を踏査し地形や地質の特徴を観察し記録のうえ、踏査結果をとりまとめて、当該洗堀の原因推定等の評価を行う。

(2) 復元一般図作成(既存設計図のCAD化)

既存設計図（紙媒体）をCAD 化して、補修設計等に必要となる一般図を作成する。

(3) 既設橋台の安定度照査

既存資料の収集・整理、測量、現地踏査、地表地質踏査等の結果を基本条件として復元した一般図より、上部工反力を算定する。さらに、基本条件、上部工反力を使用して、既設橋台の安定度照査を行う。

(4) 洗堀対策工設計

地表地質踏査による洗堀の原因推定結果、地質状況の確認結果を使用して、当該洗堀に対する対策工法を選定する。対策工法の構造細目を計画し、設計図作成、数量計算を行う。

(5) 施工計画作成

工事全体の施工順序、施工要領、概略工程表、仮設足場図を作成し、施工時の留意点等を取りまとめる。

(6) 概算工事費の算出

補修工種ごとに概算工事費を算出する。

6. 照査

業務の主要な区切り及び成果物の納入前に、照査技術者による照査を実施する。照査結果は照査報告書として、照査の項目・内容・結果等を一覧表に取りまとめ提出する。

7. 報告書の作成

本業務の成果として、作成した資料の取りまとめを行う。

8. 成果品の提出

受注者は、業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む）を業務報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

成果品の納品は下記のとおりとする。

- (1) 報告書1 部（A4 版） (2) 図面1 部 (3) 図面縮小版1 部
- (4) 電子データ1 部（図面はSFC 形式とする） (5) 照査報告書1 部

第6条 打合せ協議

業務に関する打合せ記録の整理は受注者が行うものとし、打合せ後速やかに提出するものとする。

打合せの回数は、業務着手時、中間、成果品納入時の3回を予定している。なお、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

第7条 他機関との協議

当初は計上していない。詳細調査及び設計を行う際に公安委員会及び他の道路管理者または河川管理者等との協議が必要となった場合は、監督員と協議を行うものとする。

第8条 貸与品等

貸与する図書その他資料は、次のとおりとする。

- (1) 林道台帳
- (2) 既存の定期点検の記録等
- (3) その他受注者が必要とし、監督員が認めた資料等

第9条 その他

- (1) 本業務に関する事項については機密を厳守し、無断で第三者に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- (2) 本仕様書は設計にあたっての基本的な前提条件を示したものであり、記載のない事項や疑義が生じた場合については、監督員と協議を行うものとする。
- (3) 業務終了後、提出された成果品に誤りがあった場合、受託者は責任を持って速やかにその誤りを訂正しなければならない。
- (4) 契約金額が100 万円以上の業務は、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了の業務実績情報を作成し、監督員の確認を受けたうえで登録を行うものとする。

第10条 疑義

受注者は、作業の実施にあたり疑義が生じた場合には、監督員と協議を行うものとする。